

公益財団法人宮崎県スポーツ協会専門委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第57条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置、種類等)

第2条 本会の委員会は、第3項各号に掲げるとおりとする。ただし、必要がある場合は、第3項以外の委員会を設置することができる。

2 委員会の設置、廃止は、理事会の承認を得て行うものとする。

3 委員会は、理事会の諮問に応じ次の各号に定める職務を行う。

(1) 総務委員会

ア 事務局運営に関すること。

イ 定款及び規程等の制定、改廃に関すること。

ウ 加盟団体に関すること。

エ 財務に関すること。

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと及び他の専門委員会に属しないこと。

(2) 普及委員会

ア スポーツの普及に関すること。

イ スポーツ指導者の育成に関すること。

ウ 青少年スポーツの育成、支援に関すること。

エ 総合型地域スポーツクラブの育成、活動支援に関すること

オ スポーツの啓発、広報及び資料収集に関すること。

カ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(3) 企画委員会

ア スポーツ振興に関する基本方針の策定、推進に関すること。

イ 競技力向上に関すること。

ウ スポーツ指導者の育成に関すること。

エ スポーツ医・科学支援に関すること。

オ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(4) 財務委員会

ア 事業に要する資金の確保に関すること。

イ 資産の管理、処分に関すること。

ウ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(5) 強化・育成委員会

ア 競技力向上に関する基本方針の策定、推進に関すること。

イ 競技力向上に関する条件整備に関すること。

ウ 選手、指導者の育成に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(6) 倫理委員会

ア 本会の役員及び事務局職員の倫理の確立に関すること。

イ 加盟団体の倫理の確立に関すること。

ウ スポーツ精神の確立に関すること。

エ その他、前各号の目的達成に必要なこと。

(7) 表彰委員会

ア 本会の顕彰事業に関すること。

イ その他、前号の目的達成に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会に、委員5名以上15名以内を置く。

2 委員のうち、1名を委員長とする。また、委員長以外の委員のうち1名を副委員長とする。

(委員の選出及び任期)

第4条 委員は、本会理事、評議員及び学識経験者から、本会理事会の承認を得て、本会会长が委嘱する。

2 委員長は、本会理事会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会长が委嘱する。

3 副委員長は、委員会で推挙し、本会理事会の承認を経て本会会长が委嘱する。

4 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員会を構成し、定款及びこの規程に定めるところにより、委員会の職務を行う。

4 第2条第3項の総務委員会、普及委員会及び企画委員会の委員は、理事会の承認を得て、第2条の規定に基づく他の委員会の委員を兼ねることができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じ、事務局職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(規程の変更等)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会で審議して、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月 3日 一部改正

3 令和3年4月 1日 一部改正

4 令和5年6月16日 一部改正